

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会
ヒアリング(伝送設備規律)提出資料



2008年9月26日
(社)日本民間放送連盟

基本的考え方

- 当連盟はかねてから、「地上放送のレイヤー型法体系への転換には反対である」と主張してきた。総合的法体系の検討にあたっては、議論の枠組みを定めた「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(06年6月)において、「基幹放送の概念の維持を前提に」とされた趣旨等を十分に踏まえるべきである。
- 基幹放送たる地上放送が、その機能・役割・責任を十全に果たすには、ハード・ソフト一致の事業運営を認めるだけでなく、ハード・ソフト一致原則を制度上、担保することが大前提である。
- 国民視聴者は「放送」の名称から情報や番組の信頼性・安心性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。「(特別)メディアサービス」などと言い換えて、無用の混乱を与えてはいけない。放送法の理念や「放送」という法律上の名称は積極的に継承すべきである。
- 日本の放送は、放送法にその存立根拠を持つ民放・NHKの二元体制のもと発展してきた。新たな法体系を検討するうえで、NHKを検討対象に含めることが適切である。

放送用・放送事業用周波数の現状

- 地上放送事業者に割り当てられた周波数には大別して2種類ある。
 - ①視聴者にテレビ・ラジオ番組を届けるための「放送用周波数」
 - ②報道取材や番組制作において映像・音声を伝送したり、放送局から送出した番組を送信所に伝送する「放送事業用周波数」
- 基幹放送として、緊急災害時はもちろんのこと、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届けるには、①放送用、②放送事業用、いずれの周波数で無線局を運用する場合も、極めて高い安全性・信頼性が求められる。受信者たる国民視聴者の利益に鑑みれば、放送はいわゆる「ベストエフォート」のサービスではありえない。
- とりわけ、テレビチャンネルなど「①放送用」の周波数は、多数の国民視聴者がさまざまな環境下で放送を受信するため、干渉妨害を受けないことがないよう、細心の注意を払う必要がある。周波数政策上も、綿密なチャンネルプランを策定して送信所を設置するとともに、受信者保護の観点から、厳格な周波数監理が行われている。

「通信・放送共用免許」について

- 地上放送事業者はデジタル放送のワンセグやデータ放送で、放送・通信連携サービスの開発・事業化を積極的に進めている。また、連携型サービス例とされるダウンロードサービスを可能にする「サーバー型放送」は現行制度の枠内で実施可能である。制度上の制約のために「連携サービス」ができないわけではない。
- 「放送用」周波数は基幹放送たる地上放送の安全性・信頼性を担保するために、他用途利用を行うべきではない。
- 取材・制作の素材伝送等に使う「放送事業用」周波数の一部については、例えば放送目的以外の一時的な映像伝送などのニーズがあるような場合には、放送事業者による自律的運用のもとで、他用途利用を検討する余地はありうると考える。

<参考>

□ 周波数有効利用について

- ① テレビ放送用周波数は2011年にデジタル放送に完全移行した後にチャンネル再編を行い、VHF/UHF合計で130MHzを返還する。
- ② 放送事業用として使用しているマイクロ波帯(ギガヘルツ帯)は、低い周波数帯の一部にあった無線局を、より高い周波数帯に移行させ、その周波数を第4世代携帯電話等に転用する。また、マイクロ波全般について、業務区分を見直し、より一層の周波数有効利用を図る方針である。
- ③ テレビの報道取材や移動中継に使用するUHF帯の移動局(FPU)は、従来から舞台音響などのラジオマイク(ワイヤレスマイク)と周波数を共用している。

□ いわゆる「ホワイトスペース論」について

- ① テレビ放送用の周波数について、場所ごとに空き周波数を探知し電波を利用するような、いわゆる「ホワイトスペース」を検討できないかとの意見があるが、国民視聴者の保護の観点から慎重にすべきと考える。
- ② 日本ではテレビ中継局の置局密度が高く、欧米よりも周波数事情が厳しいと思われる。遠隔地を含め多数のテレビ中継局から電波が到来しているため、ホワイトスペースとされるチャンネルの多くにも実際には潜在電界が存在しており、実質的に使用できるチャンネルはほとんどないものと見込まれる。